7.安来市消費生活センター

安来市では、平成 22 年 6 月 1 日より「安来市消費生活センター」を設置し消費者相談を中心に行政相談など、市民相談を受けています。

消費生活センターは消費者安全法に基づき、消費者の消費生活における被害を防止しその安全を確保するため、消費者事故等に関する情報の集約を行い市民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるように各機関と連携し業務を行っています。

出前講座に伺います

消費生活センターの相談員や職員が地域に出向き、悪質商法や製品事故などの消費者問題を学べる出前講座を行っています。また、環境教育や金融教育などの出前講座についても講師を派遣できます。ご利用ください。

☎ 0854-23-3068

安来市消費生活センター（人権施策推進課内）

8.消費者教育の体系イメージマップ

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

Ver.1.0		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		
						特に若者	成人一般	特に高齢者
各期の特徴 / 重点領域		様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持とう	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
生活の管理と契約	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さ知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

概 要 版

第２次安来市消費者教育推進計画

消費者の自立と安心・安全で豊かな消費者市民社会を目指す

1.消費者教育推進計画策定について

私たち消費者を取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化、消費生活のグローバル化、社会インフラ産業の自由化、民法改正による成年年齢の引き下げなどにより、大きく変化し、消費者問題は一層多様化・複雑化しています。

また、地球温暖化や貧困、大規模災害、地域経済の活性化などの社会課題への関心が高まる中、消費行動が社会に与える影響への認識も広がっています。持続可能な社会の実現には、消費者一人ひとりが自らの行動を自覚し、環境や地域経済に配慮することが重要です。

こうした状況を踏まえ、「第2次安来市消費者教育推進計画」を策定しました。今後、学校・地域・職域などで関係機関と連携し、消費者教育の充実に取り組んでまいります。

2.消費者教育について

(1) 消費者教育とは

自立した消費者になるためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と適切な行動がとれる実践的な能力を身につける必要があります。消費者の自立を助けるための働きかけが消費者教育です。

(2) 消費者市民社会とは

消費者の一人ひとりが、単なるサービスの受け手としてではなく、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて、商品やサービスを選ぶなど、公正で持続可能な発展に貢献するような消費行動をすることで、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味しています。

(3) 消費者教育の対象

だれもが、みな消費者教育の対象です。

第２次安来市消費者教育推進計画　令和７年３月

発行：　安来市　市民生活部　人権施策推進課（安来市消費生活センター）

〒692-8686　島根県安来市安来町 878 番地２　☎ 0854-23-3068

3.消費者教育の施策体系

基本理念:消費者の自立と安心・安全で豊かな消費者市民社会を目指す

基本方針 1
消費生活に必要な情報提供、意識啓発

消費者教育の浸透を図るため、市民に分かりやすい情報発信に努めます。

また、消費者トラブルの予防とスムーズな対応にむけて、それぞれの主体と連携し、効果的な注意喚起や意識啓発を実施します。

数値目標	実績値（令和6年度）	目標値（令和 11 年度）
SNSによる消費者啓発記事閲覧率（SNS フォロワー数に対する閲覧数）	新規	45%

	施策の方向性	施　策
1	消費者施策や消費者問題に関する認知度の向上	a. 消費者教育への認識や教育の場の認知度の向上 b. 消費者トラブルに対する施策の認知度の向上
2	効果的な情報発信・意識啓発	a. 広報紙やホームページ等による情報発信 b. 実践事例やモデルケースを活用した意識啓発 c. 地域単位や関係者への情報発信 d. 市民が日常的に関わる事業者や警察と連携した啓発活動 【new】
3	消費者問題に関する情報収集・情報整理	a. 消費生活の動向・相談事例の分析 b. 消費者教育参加者に対するアンケート実施

基本方針 2
消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

幼児期から高齢期までのライフステージに応じた教育の場、教育の機会の充実を図り、学校教育、地域、職域、家庭などの身近な教育の場で体系的に消費者教育を推進します。

推進にあたっては、教育の場のニーズにあわせ、各担い手と連携して効果的な消費者教育の展開を図ります。

数値目標	実績値（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
出前講座や啓発活動等の開催回数（学校）	1 回/年	10 回/年
出前講座や啓発活動等の開催回数（高齢者）	8 回/年	10 回/年
出前講座や啓発活動等の開催回数（一般）	新規	5 回/年

1	幼児期における消費者教育の実践	a. 幼稚園・こども園・保育所等における既存の取り組みの活用 b. 家庭における消費者教育の推進
2	学校教育との連携による効果的な教育手法の提供	a. 学習指導要領に基づく消費者教育の実施 b. 持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）の取り組みと関連する教育との連携 c. 環境教育を通じた消費者教育の推進 d. 食育を通じた消費者教育の推進 e. 健康づくりを通じた消費者教育の推進 f. 成年年齢の引き下げを踏まえた消費者教育の実施 g. 家庭における消費者教育の推進
3	地域における消費者教育の実践	a. 交流センター等における意識啓発 b. 消費者被害防止に関する意識啓発 c. 環境保護に関する意識啓発 d. 食品ロス・環境保護に関する意識啓発 e. 食品ロス削減を通じた消費者教育の推進 f. 消費者教育を推進する市民活動の支援 【new】
4	職域における消費者教育の実践	a. 新社会人に対する消費者教育の促進
5	高齢期における消費者教育の実践	a. 高齢者見守り協定連絡会による高齢者の見守り b. 地域見守りネットワークによる高齢者の見守り c. 高齢者等に対する消費者被害防止

基本方針 3
消費者リーダーの育成と関係機関・団体との連携

消費者教育の教育の場において、担い手との連携を強化し、消費者教育の指導や消費者被害防止のための対策に関する知識について共有することにより、消費者リーダーの育成を図ります。また、県消費者センターや専門家（弁護士、警察等）等の関係機関・団体との連携強化により、総合的・一体的な消費者教育を推進します。

数値目標	実績値（令和 5 年度）	目標値（令和 11 年度）
消費者リーダー登録者数	2 人	10 人

1	既存の取り組みの活用や教育資源のコーディネートによる学校現場における負担への配慮と効果的な手法の提供	a. 消費者教育の場への講師派遣
2	消費者リーダー（教職員、見守りの構成員など）の育成	a. 小中学校の教職員等における消費者リーダー育成 b. 教育現場の消費者リーダー育成のため外部研修の活用 c. 見守り体制等の強化 d. 消費者リーダー育成のための外部研修の活用 e. 交流センター職員への情報提供 f. 地域で活躍する消費者リーダーの活用 g. 消費者教育を推進する市民団体との連携強化 【new】
3	消費者トラブル対応と被害防止における専門機関等との連携強化	a. 専門家との連携による消費者トラブの相談体制整備 b. 県消費者センターとの連携強化
4	既存の取り組みの情報収集・情報整理	a. 消費者教育に関連する庁内部署・関連機関の発掘 b. 消費者教育に関連する NPO、企業 CSR 活動等の発掘

4.計画期間

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。5 年ごとに計画を見直します。

【計画期間】

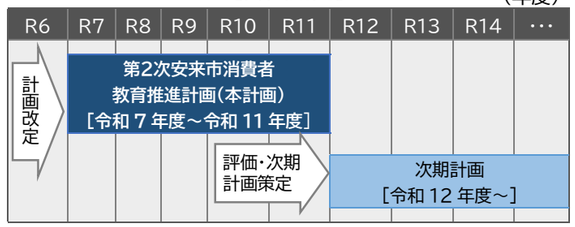

5.総合的な消費者教育の推進体制

教育機関、見守り体制、福祉関係者をはじめとする様々な消費者リーダーとの相互連携により、消費者教育を推進します。

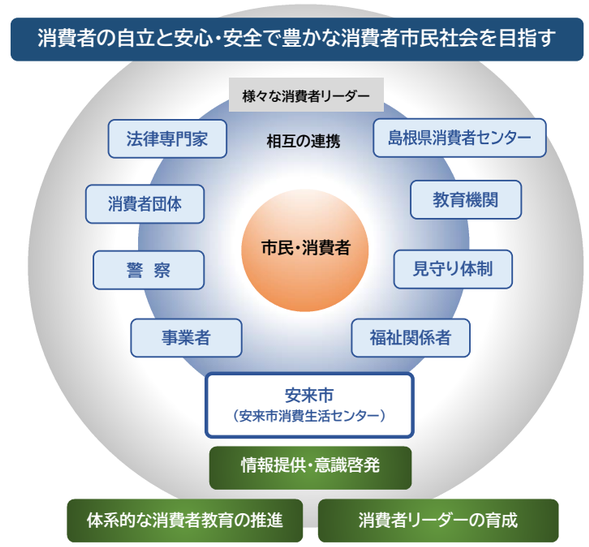

6.計画の進捗状況の検証と評価

計画の透明性を確保し、次年度以降の効果的な事業実施につなげるため、計画の進捗状況を安来市消費者行政審議会に事業の実施状況等を報告します。

また、計画の最終年度には、目標の達成状況を評価し、次期計画の策定に向けた事業の見直しを行います。